

【基本方針3】健康・福祉

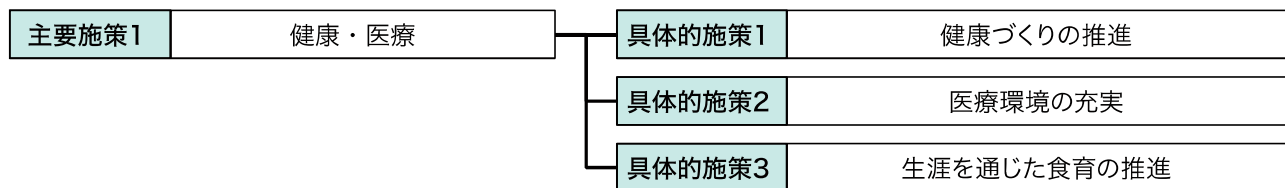
主要施策1 健康・医療

目指すまちの姿

目指すまちの姿

安定した医療体制を確保し、適切な医療を受けることができるまちであるとともに、誰もが自らの健康に関心を持ち、健やかに暮らし続けるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	特定健康診査受診率	%	49.40	2023 (令和5) 年度	↑	兵庫県資料
2	朝ご飯を食べる人の割合	%	子ども (中高生) : 74.4 20~30代 : 71.5 高齢者 : 94.3	2022 (令和4) 年度	↑	香美町健康づくり実態調査

地域の現状と課題

■健康

- 本町では、特定健康診査とがん検診をセットにして「町ぐるみ総合健診」を実施しています。また、受診料の無料化や未受診者対策等の推進により健康診査の受診率は向上し、県平均を上回っている状況にあります。
- 平均寿命・健康寿命は、いずれも男性が全国平均や県平均を下回っているため、この改善が課題となっています。さらに、死因として多くを占める悪性新生物や心疾患、脳血管疾患の起因となっている高血圧、高血糖、脂質異常の予防に努める必要があります。
- このことから、住民が健康で健やかに暮らし続けることができるよう、健康診査の受診促進や特定保健指導の実施率向上、生活習慣の改善に向けた取組を強化する必要があります。

■医療

- 本町では、今後ますます高齢化が進むことが予想され、住民が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、安定した医療サービスを確保することが必要です。また、医療・住民・行政が一体となって地域の医療資源を有効活用し、地域医療を支える一層の取組も重要となります。

- ・ しながら、本町の医療環境(医科)は公立病院が2箇所、町営診療所が4箇所、開業医が3箇所と医療機関が少なく、複数の診療科を持つ総合的な医療機関として公立病院は大変大きな役割を担っています。なお、公立病院が直面する様々な課題は、医師・看護師等の不足や、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に起因するものがほとんどで、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効果的に活用することが必要です。
- ・ また、高齢者が増える中、通院のための交通手段も十分に確保されていない状況にあり、安心して医療機関に通院できるための交通手段の確保や在宅医療、訪問診療のニーズが高まっています。
- ・ 引き続き1次医療体制を確保していくため、関係機関との連携を強化し医師確保に努め、但馬圏域における医療機関の機能分担や広域的な連携強化による2次医療体制の更なる充実を図る必要があります。また、高齢者の通院等の交通手段確保については、庁内において部門横断的な政策調整を進める必要があります。

■食育

- ・ 本町では、地域に根ざした活動の充実を図るため、いずみ会(食生活改善推進委員)等の食に関わる関係機関と連携し、子どもから高齢者まで全世代の食に関わる健康づくりを推進してきました。
- ・ しかし、食育に関心がある人の割合は若い世代で低く、伝統料理を広める食育活動を行っているいずみ会の会員は減少するなど、地域で食育活動を組織的に推進する人材が減少しています。
- ・ 若い世代は食に関する知識や意識、実践の面で他の世代より課題が多いため、若い世代が食に関心を持ち、食の自立ができるよう食育への取組を強化する必要があります。また、食に関わる関係機関や団体との連携を強化し、食育を推進する人材を育成する必要があります。

具体的施策

1. 健康づくりの推進

目標 特定健診の受診率向上を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 健診を受けていない年齢層の健康意識を高めるため、個別対応を強化します。
- ・ 健康が改善したケースや病気の早期発見などの成功事例を共有することで、健康意識の向上に努めます。
- ・ 健康診査の受診促進のため、インターネットやアプリを活用するなど、便利な予約・受診システムの体制整備に取り組みます。

2. 医療環境の充実

目標 住み慣れた地域で本人が望むまで過ごすことができるよう、医療環境の充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 地域の医療・介護の連携強化を図り、在宅医療・介護を一体的に提供できる「地域包括ケア体制」を構築します。
- ・ 医師確保対策の推進と医療・住民・行政が一体となり、地域医療の充実を図ります。
- ・ 持続可能な訪問診療を提供する体制を整備します。

3. 生涯を通じた食育の推進

目標 世代に応じた食育活動を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 関係機関と連携した食育教室などを通じ、食育に関する正しい知識の普及とバランスのとれた食生活の実践を推進します。
- ・ 地産地消や郷土料理などの食育活動を推進する人材を育成します。

【基本方針3】健康・福祉

主要施策2 福祉

目指すまちの姿

目指すまちの姿	地域住民一人ひとりが役割と生きがいを持ち、お互いが支え合い・支えられる地域づくりを推進することにより、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。
---------	--

体系

主要施策2	福祉	具体的施策1	地域福祉の推進
		具体的施策2	高齢者福祉の充実
		具体的施策3	障害者福祉の充実

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	幸福度の平均点	点	6.9/10	2022 (令和4) 年度	↑	生活圏域二一ズ調査
2	障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」に関するサービス利用者のうち、一般就労に移行した人数 (累計)	人	4	2024 (令和6) 年度	↑	福祉課資料

地域の現状と課題

- 人口減少やライフスタイルの変化により、地域での助け合いや支え合いの機能が低下しており、これまでの高齢者福祉又は障害者福祉の分野別施策では対応が困難な複合的課題が生じています。
- 介護保険サービス及び障害福祉サービスにおいては、事業に従事する職員の人材確保が困難な状況が続いており、事業所の経営状況も含め、サービス基盤の維持・確保対策について検討することが必要な状況となっています。特に障害福祉サービスにおいては、町内のサービス基盤が十分に確保できていないことに加え、障害福祉サービス提供事業所として運用している指定管理施設の老朽化も進んでいることから、これらへの早急な対応が必要です。
- 介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における人材確保対策として、「香美町介護職員確保対策事業(外国人雇用)助成金」を含めた様々な介護職員確保対策事業を実施していますが、介護職員数が充足する状況には至っていません。
- 今後、ますます多様化していく福祉ニーズ、高齢者福祉及び障害者福祉それぞれの分野が抱える課題への対応に加え、双方に共通する地域課題に対応するため、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民が参加する「新しい地域包括支援体制」の構築を進める必要があります。

具体的施策

1. 地域福祉の推進

目標

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合いの強化と重層的な相談体制の更なる充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 香美町社会福祉協議会の主要事業である「ご近所ボランティア事業」に本町も積極的に関与し、地域住民がお互いに支え合い・支えられる地域づくりを推進します。
- ・ 高齢者福祉及び障害者福祉の分野別の施策では対応が困難な「老々介護と生活困窮をはじめとした複合的な課題」について、地域包括支援センターと障害者地域自立支援協議会が連携して対応するなど、複合的な課題に対応する相談体制の充実を図ります。

2. 高齢者福祉の充実

目標

フレイル予防事業や常設的な通いの場の設置を積極的に推進することにより、地域における役割や生きがいを持ち、自身の健康への関心を高め、快活な高齢期を過ごすことができる環境を整備します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 快活な高齢期を過ごすことができるよう、フレイル予防事業として実施している集落単位での「元気体操サークル」の推進と、仲間づくり・居場所づくりの場である「いきいきサロン」を通いの場として確保します。（※フレイル：加齢による虚弱。心身の活力が低下し、要介護などにつながる危険性が高く、健康な状態と要介護状態の中間的な段階であるが、早期に適切な介入・支援を行うことにより生活機能の維持・改善が可能な状態のこと）
- ・ 介護が必要となった場合にも地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護職員確保対策事業を推進します。
- ・ 医療と介護の双方を必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、一層の連携強化を図ります。

3. 障害者福祉の充実

目標

障害の有無に分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、障害のある人が必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、住み慣れた地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができる環境の整備に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 障害のある人が社会の一員として自分らしく生活を送れるよう、差別や偏見の解消を進めるとともに、障害に関する正しい理解の促進に努めます。また、障害のある人が支援を求める手段として「ヘルプマーク」などの活用を進めます。
- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく生活を送れるよう、グループホームをはじめとした「障害福祉サービス基盤」と「障害福祉サービス事業者」の確保に努めます。また、香美町福祉職業等紹介所「アクティブステーションかみ」の取組により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。
- ・ 地域での障害に対する理解を深め、障害のある人の地域での受け入れ体制づくりに取り組みます。障害のある人の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の充実を図ります。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護職員確保対策事業を通じ、町内における障害福祉サービスの提供体制を確保します。

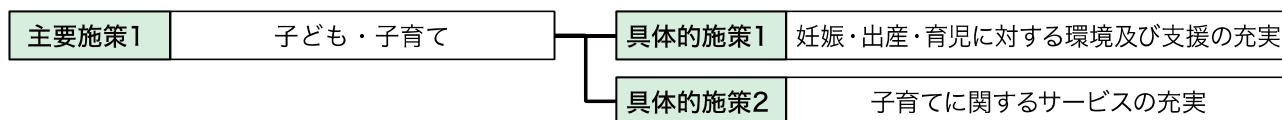
【基本方針4】子育て・教育・学習

主要施策1 子ども・子育て

目指すまちの姿

目指すまちの姿	出産・育児を支え合い、子育て世代が安心して暮らせるまちを目指します。
---------	------------------------------------

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	本町で子育てを続けたいと思う親の割合	%	90.0	2024 (令和6) 年度	↑	3歳児健診問診
2	出生数	人	39	2024 (令和6) 年度	→	町民課資料

地域の現状と課題

- 本町では、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより孤立しやすい環境で子育てをせざるを得ない家庭が増加すると予想されます。そのため妊娠期から面談を行い、必要に応じて早期に訪問することや産後ケアリストにつなげるなど、孤立防止の取組を行っています。また、子育て世代包括支援センターにおいて、保護者が集える日程を設けています。なお、要望があれば、随時、相談等に対応しています。
- しかし、利用者は少数にとどまっており、今後は気軽に相談しやすい体制を整えるとともに周知にも努めていく必要があります。
- 育児支援や育児モデルが十分でない点については、産後ケアや子育てセミナー等を利用できるよう取り組んでおり、今後は、母親とともに育児をする父親や祖父母へのアプローチを実施するとともに支援内容の充実を図り、子育て世帯が孤立しないよう取組を進めていく必要があります。
- 子育て環境の変化として、全国的にみても出生数の減少とともに、専業主婦世帯数は減少し、共働き世帯数が増加傾向にあります。本町における子育て世帯へのアンケートによると、93.3%の父親が就労中であり、また、就労していない母親は11.3%となっていますが、そのほとんどが今後の就労を希望している状況であり、子育て世帯の多くが就労を求めていることが分かります。

- このような状況下において、就学前における保育の提供が求められており、保育所(園)等による保育事業に加え、一時保育事業や幼稚園預かり保育、放課後児童クラブ、病児保育事業などに取り組んでいます。今後は、さらに国が進める乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の導入など、多様な保育や新たな保育の提供にも取り組んでいく必要があります。
- 一方、自宅で保育を行う家庭も一定数存在しており、子育て中の親子の不安感や孤立感を緩和するため、地域子育て支援拠点事業(子育て・子育て支援センター)における子育て相談業務や子育て家庭の交流事業を展開していく必要があります。
- また、町内で活動している子育てグループの運営を支援し、子育て家庭同士の交流や学びの促進にも取り組んでいく必要があります。
- 急激な少子化を受け、学校再編とともに認定こども園化を視野に入れた就学前施設の再編に関する検討も重要な課題となっており、香住区及び村岡区では検討を進めていくこととしています。なお、小代区においては、すでに認定こども園が整備されており、当面、小学校1校、中学校1校を維持します。
- 引き続き子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、経済的負担を軽減するために3歳未満児の保育料や放課後児童クラブ利用料の軽減等に取り組むとともに、町内の小・中学校、幼稚園に通学・通園する子どもたちの給食費、町内在住で保育所、認定こども園、民間保育園に通園する3～5歳児の副食費の無償化等の経済的支援の継続及び更なる支援に取り組んでいく必要があります。

具体的施策

1. 妊娠・出産・育児に対する環境及び支援の充実

目標 子育て世帯への支援の充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- 保護者の孤立防止のため、伴走型相談支援の強化に取り組めます。また、子育て世代包括支援センターの利用促進を図り、必要時に相談しやすいよう子育て支援の拠点としての体制を整えます。
- 子育て中の家族が地域とのつながりを持ちながら子育てできる環境を整えます。
- 子育て相談業務や子育て家庭の交流を推進します。
- 出産・子育てに関する経済的支援を引き続き実施します。

2. 子育てに関するサービスの充実

目標 少子化を踏まえた適切な教育・保育の提供体制の検討に加え、家庭環境の変化など、ニーズに応じた持続可能な子どもたちの居場所づくりに取り組みます

【具体的施策の方向性】

- 多様なニーズに対応した保育事業の充実を図ります。
- 就学前、就学後のニーズに応じた児童の居場所確保に努めます。
- 急激な少子化を受け、持続可能な就学前施設の再編に取り組めます。

【基本方針4】子育て・教育・学習

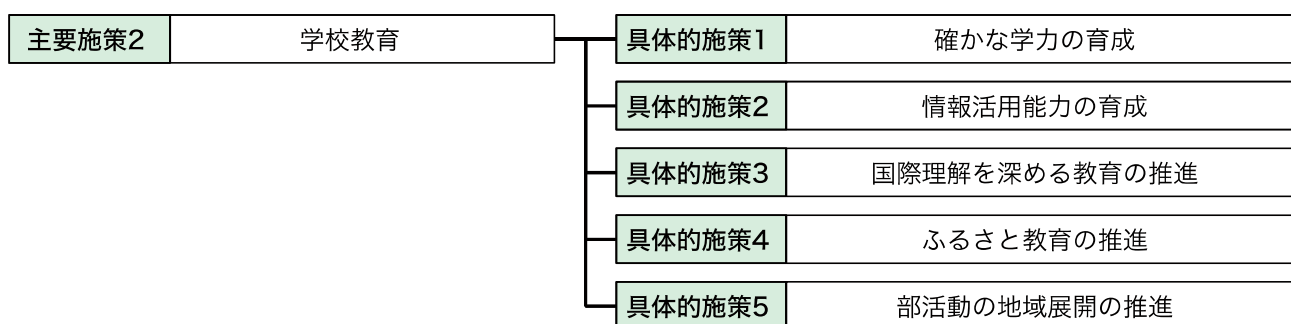
主要施策2 学校教育

目指すまちの姿

目指すまちの姿

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成を図るとともに、本町の発展を想い、まちの将来を担う人材を育て、まちの活性化を図ります。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	将来の夢や目標を持っているか (小学校、中学校別)	%	小学校 88.2 中学校 63.5	2024(令和6)年度	↑	全国学力・学習状況調査 (児童生徒質問紙)
2	地域や社会をよくするために何かしてみたいか (小学校、中学校別)	%	小学校 88.2 中学校 85.6	2024(令和6)年度	↑	全国学力・学習状況調査 (児童生徒質問紙)
3	二十歳の集いの出席率	%	81.6 (129/158)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

■児童生徒数の推移

- 町内の学校数は、合併以後、小学校2校、中学校3校が少子化により廃校となり、2024(令和6)年度は小学校8校、中学校3校となっています。児童生徒数は2024(令和6)年度の969人(小学生599人、中学生370人)が2029(令和11)年度には25%減の728人(小学生446人、中学生282人)に減少する見込みです。また、香住小学校以外の7小学校では1学年10人程度以下の小規模校となっており、複式学級や1学年の児童が0人の学校もあることから、2028(令和10)年4月の学校再編により学校数が、旧町ごとに1小学校、1中学校となります。

- ・ 児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査の過去4年間(2021(令和3)～2024(令和6)年)の結果として、小学生では国語及び算数が、中学生では数学が、いずれも県平均と同程度、もしくは下回っている状況となっています。
- ・ また、ICT機器の活用頻度について、週3回以上授業で活用している割合が小学校では全国平均59.5%に対し、本町は38.2%、中学校では全国平均64.4%に対し、本町は19.2%となっており、全国平均を大きく下回っています。
- ・ そのため、「香美町ならではの教育」を推進しつつ、児童生徒の基礎的知識、思考力、判断力、表現力、主体性、教員のICT活用能力の向上が必要となります。

■国際理解を深める教育の推進

- ・ グローバル化が進む社会において、豊かな語学力やコミュニケーション能力、自己を表現し行動できる能力・態度を育むとともに、外国の文化を理解し、国際的な視野を広げるため、児童生徒の英語に関する興味・関心を深めるとともに、英語力の向上を図ることが重要です。

■ふるさと教育の推進

- ・ 子どもの数が減少する中、ふるさと教育の一環として、地域の大人が本町の自然、文化、伝統を通じて、本町ならではの体験を子どもたちへ提供する「ふるさとおもしろ塾」をこれまで開催してきました。
- ・ しかし、今後、ますます少子化は進行し、近所に同年代の子どもがいなくなり、保護者の送迎なしでは友達と遊ぶことのできない状況となってきます。また、高齢化による影響でこれまで子どもに体験を提供していた地域の大人の減少も懸念され、継続的なおもしろ塾の開催も難しくなります。このため、体験メニューを見直し、子どもだけでなく、保護者もふるさとを再確認でき、かつ、参加できるものとし、地域の大人と共に保護者が子どもに教える仕組みを構築する必要があります。
- ・ また、地域が学校を支援する「ふるさと教育応援団」の取組も進めており、登下校の見守り、農作業、収穫体験、スキー教室、本の読み聞かせなど、地域から様々な支援を受けています。近年、支援を受けた20代の若者が、本町の将来を考え、新たなアイデアを持って活動する様子がみられるようになりました。
- ・ 2023(令和5)年度からは、コミュニティ・スクール(※学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく「学校運営協議会」を設置している学校のこと))の活動を進めています。コミュニティ・スクールとは、地域、学校、家庭が一体となって子どもを育てることであり、ふるさと教育応援団と方向性は同じであることから、協議や活動の棲み分けを行い、協働していく体制の構築が必要となっています。このためコミュニティ・スクールの周知を図り、地域の子どもの地域でどのような子に育てるかなどの協議を深めることや、応援団では、子どもに地域の課題を伝えるなどの展開を図っていく必要があります。

■部活動の地域展開の推進

- ・ 中学校の部活動においては、少子化の進行により、学校によっては部活動の維持が困難な状況となっています。少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる環境を確保する必要があります。

具体的施策

1. 確かな学力の育成

目標

児童生徒が、基礎的、基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決に導く思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的・対話的で深い学びに向かう力を身に付けます。

【具体的施策の方向性】

- 基本的な学習習慣の確立に取り組みます。
- 「ほめる」「認める」指導を基本とした教科等学習の時間の充実を図ります。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を図ります。

2. 情報活用能力の育成

目標

ICT機器を活用した学びを推進し、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びの実現と協働的な学びの充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- 日常的にICT機器を活用できる環境を整えます。
- 研修等を通じ、教職員のICT活用能力の向上を図ります。

3. 国際理解を深める教育の推進

目標

外国語活動や外国語科(英語)の授業を充実させ、国際理解教育を推進します。

【具体的施策の方向性】

- 外国語指導助手や地域人材などの積極的な活用によって、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を養います。
- 「英語能力判定テスト」を活用し、生徒の英語力向上を支援します。

4. ふるさと教育の推進

目標

大人になっても本町を「ふるさと」として想い、考え、行動する子どもを育みます。

【具体的施策の方向性】

- ふるさとおもしろ塾では、クルミや山菜取り、海釣りなど、本町ならではの新たなふるさと体験メニューに保護者も子どもと一緒に参加することで、保護者が未来のふるさともなしり博士となり、子どもに本町の自然、文化、伝統を伝えていくことのできる仕組みを作るとともに、本町の自然を活用して過ごした幼少期を楽しい思い出深いものとしします。
- 地域がふるさと教育応援団(学校支援ボランティア)として協力しながら、より、ふるさと教育の効果を高めるため、子どもたちに農林水産業体験等を通じて地域課題を伝えていきます。
- コミュニティ・スクールにおいては、住民参加型ワークショップ等を開催し、地域としてどのような子どもを育てていくかななどを深く話し合い、地域・学校・家庭でありたい姿の合意形成を図ります。

5. 部活動の地域展開の推進

目標

中学生がスポーツや文化・芸術活動などに継続して親しむことができる環境づくりに努め、生徒が多種多様な活動に参加でき、多様な価値観に触れて学びを深める場を創造するとともに、多世代の交流によりコミュニティの絆の強化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 部活動のあり方検討委員会を設置し、部活動の地域展開を推進します。
- ・ 学校部活動地域展開推進計画の策定に取り組みます。



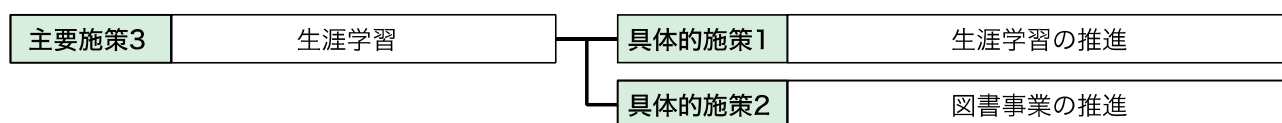
【基本方針4】子育て・教育・学習

主要施策3 生涯学習

目指すまちの姿

目指すまちの姿	誰もが生涯にわたって教養を身に付け、生きがいを感じて暮らせるまちを目指します。
---------	---

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	住民一人当たりの公民館講座延べ参加回数	回	0.29 (4,391/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
2	住民一人当たりの図書貸出冊数	冊	1.78 (26,850/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

- 本町では、住民誰もが生涯にわたって学習できるよう、公民館を活動拠点として各種講座(76講座)を開催し、近年、時代に即したのものとして、スマートフォン講座や終活講座を取り入れています。また、より多くの住民が教養や知識を身に付けていただくことや、キャリア教育として自分らしい生き方の実現を果たしていただくため、読書の推進を図っており、近年、図書検索システムの導入や移動図書館車の運行拡大も行っています。
- しかし、講座の参加者数は減少傾向にあり、また、図書の貸出冊数は住民一人当たり1.7冊と全国平均の約4冊には届かない状況です。このため、住民の学ぶ意識の向上、求められる講座のニーズ調査、教養を身に付けるための新たな講座を開設しリカレント教育(※社会人の学びのこと)を進める必要があります。また、読書についても、多くの住民に読書の効果を伝え、本に関心を抱いていただき、住民がより多くの図書と触れ合う機会の拡大を図る必要があります。

具体的施策

1. 生涯学習の推進

目標 多くの住民が向上心を持ち、学びを続け、交流の輪を広げる社会をつくります。

【具体的施策の方向性】

- ・ ニーズ調査を実施し、ニーズに応じた新規講座や時代に応じた講座の開設、講座内容の充実を図り、講座生の増加に取り組みます。
- ・ 講座生作品展の実施回数を増やし、区内のみの作品展示を巡回展示することにより、多くの方にみていただく機会を設け、講座生の創作意欲や充実感の向上、講座参加者の増加を図ります。
- ・ 技術や資格の取得等、講座受講後に指導者として就労できる講座や、教養を深めることができる講座を開設し、リカレント教育を進めます。

2. 図書事業の推進

目標 多くの住民が教養や知識を身に付けていただくとともに、交流の輪を広げ、心の豊かさを育みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 図書室利用者の本の貸出データから住民の関心・需要に応えられる本、本の分類に基づいた適正な本の割合、住民に必要な情報・知識・知性を身に付けていただく本を購入・配置し、蔵書の充実を図ります。
- ・ 本の読み聞かせや推奨本の紹介で読書の魅力や効果を伝えるとともに、読書イベントを開催し、幼少期からの読書の習慣化や、より多くの住民に読書への興味・関心を持っていただけるよう、読書の普及啓発を行います。
- ・ 利用者が本を探しやすいレイアウトの改善に加え、時事の話題となる本、賞を受けた作者の本、四季のイベントに応じた本、利用者の人気ランキング上位の本などの展示や、利用者が勧める本を紹介し、本と出会い、触れ合う機会の充実を図ります。
- ・ 学校図書室の状況を把握し、学校が困っていることへのアドバイスや支援を行うほか、各校の図書ボランティアの相互連携や育成を図り、本の読み聞かせや読書環境の向上を図ります。

【基本方針4】子育て・教育・学習

主要施策4 スポーツ

目指すまちの姿

目指すまちの姿	スポーツへの関心を高め、全世代が豊かなスポーツライフを楽しむことで、健康な暮らしと活力あるまちを目指します。
---------	--

体系

主要施策4	スポーツ	——	具体的施策1	スポーツの推進
-------	------	----	--------	---------

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	住民一人当たりのスポーツ教室、大会、イベントの延べ参加回数	回	0.50 (7,593/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
2	住民一人当たりのスポーツ施設延べ利用回数	回	5.17 (77,954/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

- 本町では、多くの住民がスポーツに取り組むことができるよう、各競技における大会の開催や、幼児から中学生を対象とした体操、スポーツ教室(12種目)、成人や高齢者を対象としたウォーキング等のイベントや健康体操教室を開催しています。
- しかし、近年、大会や教室等への参加者が減少傾向にあり、住民アンケートでは「参加したい教室がない」が主な理由となっています。また、スポーツ庁の調査では、スポーツの実施理由として「健康のため」が主となっていることを踏まえ、時代に応じた教室やイベントへの転換、運動をしていない方へのスポーツ実施のアプローチ、スポーツと健康を組み合わせた事業を進める必要があります。また、2022(令和4)年度より、スポーツレベル向上の事業に取り組んでいますが、レベルの向上を図るためには、長期的な実施が必要です。
- 体育施設の利用者は、2018(平成30)年度の86,371人から2024(令和6)年度の77,954人に減少しています。現在、施設予約は施設ごとに紙媒体で申請を行っており、予約状況の確認を含めて非効率であるため、予約システム等の導入により、PC、スマートフォンで24時間、どこからでも施設の予約申請ができるなど、利用者の利便性向上を図る環境整備を進める必要があります。

具体的施策

1. スポーツの推進

目標 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境を整えます。

【具体的施策の方向性】

- 時代やニーズに合った新規のスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツへの興味・関心を高め、「見る」スポーツから「する」スポーツへの転換、スポーツ未経験者への参加機会の充実に取り組みます。
- スポーツと健康を融合した事業の開催や、携帯を活用したウォーキングアプリ等の開発・活用を通じて、利用者自身が身体・運動状況の把握や健康状態の管理を行うとともに、アプリ内で地域別・年代別等による交流を促進し、健康を意識した運動習慣の定着を図ります。
- 引き続き、国際的な活動歴のある選手や指導者を招いた講演会・講習会などを開催するなど、アスリートの経験やスポーツ技術のノウハウを学ぶ機会の創出、個々の運動能力や技術の向上を図り、スポーツレベルの向上につなげていきます。
- 施設の予約システムの検討・導入を行い、予約状況の可視化や24時間いつでも、どこからでも施設の予約ができるよう、利用者の利便性の向上を図ります。



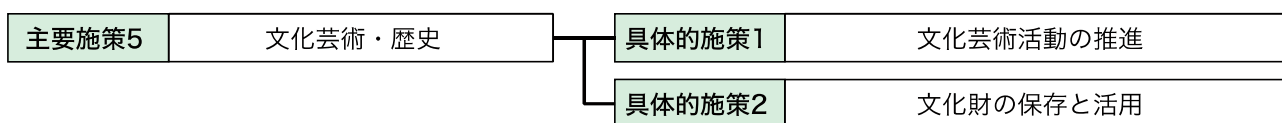
【基本方針4】子育て・教育・学習

主要施策5 文化芸術・歴史

目指すまちの姿

目指すまちの姿	地域が一体となって、歴史を伝え、文化を育み、心豊かで魅力あふれるまちを目指します。
---------	---

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	住民一人当たりの文化ホール事業の延べ来場回数	回	0.10 (1,502/ 15,093)	2024 (令和6) 年度	↑	生涯学習課資料
2	住民一人当たりの歴史文化講座・イベントなどの延べ参加回数	回	0.022 (339/ 15,093)	2024 (令和6) 年度	↑	生涯学習課資料

地域の現状と課題

■文化芸術

- 本町の文化活動は、香美町文化協会を中心に行われており、文化協会祭や芸能発表会など活発に活動していますが、高齢化により担い手が減少し、若年層の参加が課題となっています。
- 香住区中央公民館文化ホール事業などを通じて文化芸術に触れる機会を設けていますが、住民アンケートでは鑑賞機会の少なさが不満の1位であり、また、情報発信不足も指摘されています。このことから、身近に文化芸術に触れられる機会の拡充や、効果的な周知の手法を取り入れて広報を強化することが求められています。
- さらに、鑑賞するだけでなく、自らが創作・発表する意欲を育てるために、絵画や楽器の演奏を体験する機会を作っていくことが必要となっています。

■文化財

- ・本町には、国・県・町指定・登録文化財101件、未指定文化財1,600件と多くの文化財があります。近年、所有者の高齢化や、伝統芸能を継承している地域団体の人数減少などから、保存や活用を担う人材が不足していること、また、未指定文化財のリスト作成後20年が経過しており、住民参加による継承体制の構築とリストの更新が必要となっています。
- ・地域の歴史文化は、地域の魅力を伝える貴重な遺産です。しかし、歴史文化を継承する区や自治会では、人口減少や少子高齢化により、伝統行事の休止や廃止、継承されてきた地域の歴史の断絶などが懸念される状況となっています。継承が行われなくなると本町を構成する貴重な遺産が失われることとなり、歴史文化を未来へ継承するため、区・自治会や大学などの研究機関と協働して調査を実施し、報告書等として記録を残し、共有や周知、活用を図る必要があります。
- ・町内には、収集された民具が約11,000点、発掘調査の出土遺物がコンテナで約1,360箱あり、町内3箇所の空き施設に収納しています。しかし、目録が整備されていないため、正確な数の把握ができておらず、展示や活用が十分に行われていません。このことから、適正管理、活用を行うためには、目録の整備や展示収蔵施設を整備する必要があります。

具体的施策

1. 文化芸術活動の推進

目標

全ての住民が日常の中で文化芸術に親しみ、世代や地域を超えて文化を共有・継承する環境を創ります。

【具体的施策の方向性】

- ・香住、村岡、小代文化協会が実施する文化祭や芸能発表会への支援、講座生への協会入会の声掛け、広報活動など新規会員獲得のための取組を支援します。
- ・文化芸術の鑑賞機会を増やすため、香住区中央公民館文化ホール以外の村岡区や小代区の自然や屋内外施設において、演劇の上演や写真展の開催など、文化芸術に触れる機会の提供に取り組みます。
- ・近年、質の高い文化芸術事業を展開し、来場者からは高い満足度を得ていますが、多くの住民に、その事業の内容や文化芸術の持つ感動・充足感が十分に届いていない現状があります。プッシュ型通知などの活用を検討し、取りにくい情報から届ける情報への広報手段の転換に取り組みます。
- ・香住区中央公民館文化ホールのイベントにおいて、楽器の演奏体験など、参加できる体験プログラムの種類や回数を増やし、自らが創作・発表する意欲を育て、文化芸術の推進に取り組みます。

2. 文化財の保存と活用

目標

地域の歴史や暮らしの中で育まれた文化財を、地域全体で守り、活かし、次の世代へつないでいく環境を創ります。

【具体的施策の方向性】

- ・地域の特性を示す歴史文化を次の世代へ伝えるため、未指定の文化財の把握と整理に取り組むとともに、地域全体で文化財の保存・活用に関わる体制づくりとして、ボランティア団体などの組織化に取り組みます。
- ・区・自治会の歴史文化を次の世代へ伝えるため、区等の有する歴史的書物の文献調査や地域住民への聞き取り調査を行い、調査の成果は報告書として刊行するとともに、町ホームページで公開し、集落の歴史文化を学び、継承できるよう情報を共有します。
- ・収集した民具などの未指定文化財の活用のため、展示・保管環境の整備に取り組む際には、基礎資料となる収蔵品目録を作成します。
- ・文化財の修理状況や、文化財の保存活動など、取組を広く地域と共有するため、町ホームページ等で情報発信を行います。

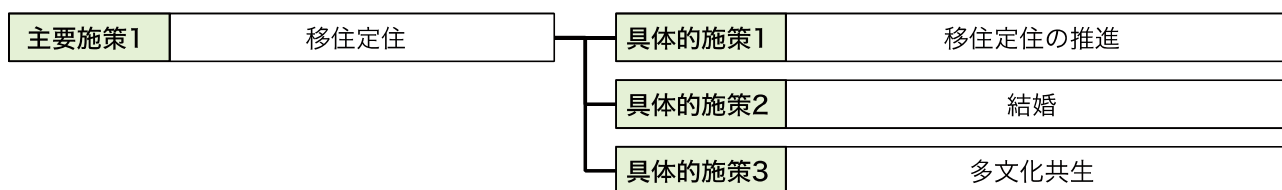
【基本方針5】生活基盤・環境

主要施策1 移住定住

目指すまちの姿

目指すまちの姿	このまちに魅力や愛着を感じるとともに、若者や女性をはじめ、誰もが住みたくなるまちを目指します。
---------	---

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	本町の移住相談等を通じて移住した40歳未満の女性の数(累計)	人	3	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
2	本町の移住相談等を通じて移住した20～39歳夫婦の世帯数(累計)	世帯	3	2024(令和6)年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

■移住定住

- 本町の人口は年々減少が続いており、人口減少を抑制する必要があります。特に、高校卒業後に京阪神をはじめ町外の大学や専門学校に進学し、そのまま町外に就職する方が多いことから、若者のUターンを促進していく必要があります。この傾向は女性に顕著であり、女性のUターン者を増やす取組が必要です。
- 2024(令和6)年に実施した住民アンケートでは、77.9%が「香美町に愛着を感じる」と回答したものの、「町外へ移りたい」との回答が全体で27.6%あり、特に若い世代(18、19歳は75%、20～24歳は48%)で高い割合となっています。
- 若者が帰って来ない理由として、希望する働く場所がないことや、生活を送るのに不便であることが要因としてあげられており、「帰ってきたくなるまち、選ばれるまち」を目指す取組が必要です。
- 移住者を増やすため「まちなか移住相談室」の設置や「空き家バンク」を設け、住まいを希望する方へ空き家物件の紹介及び各種補助金制度による助成などの取組を進めています。しかし、アンケート結果では、「空き家の利活用対策」「Uターンしてもらうための仕組」「移住推進に関する情報発信」などの取組が不十分という結果が出ているため、移住や住まいに関する施策を充実させるとともに、情報発信を強化する必要があります。

■結婚

- ・若い世代の転出増加により、出会いの機会が少ないことから、本町での出会いの機会を創出する取組や本町で暮らしたい・結婚したいと思っていただける取組が必要です。
- ・また、単なる出会いの機会の創出だけではなく、若い世代の結婚や子育てに関する希望をかなえる施策を展開していく必要があります。

■多文化共生

- ・本町に在住する外国人には、労働収入を目的とした方も多く、地域住民との交流機会が少なく、お互いの情報が不足している状態です。
- ・また、外国人家庭の出産・育児・子育て・教育において、住民や事業者との言葉の壁による意思疎通が難しい状況もあることから、多文化共生意識の醸成を図るとともに、外国人労働者の職場と連携し交流を深める必要があります。

具体的施策

1. 移住定住の推進

目標 移住希望者に対する相談支援体制を充実させ、若者や女性を中心とした移住者の増加につなげます。

【具体的施策の方向性】

- ・移住フェアに積極的に参加するとともに、本町に興味を持っていただけるようPR活動に取り組みます。
- ・オンライン相談の充実や官民連携の相談体制の構築など、移住相談体制の強化を図ります。
- ・大学進学や就職などのため町外に転出した若者をターゲットに仕事・住まい・子育てなどの情報を発信し、Uターン促進を図ります。
- ・移住定住支援サイト(WONDER KAMI)を充実させ、就職や暮らしの情報発信の強化を図ります。

2. 結婚

目標 若い世代の結婚や子育てに関する希望をかなえる環境を構築します。

【具体的施策の方向性】

- ・官民連携による出会いの機会の創出に取り組みます。
- ・結婚を希望する方への支援に取り組みます。

3. 多文化共生

目標 外国人の移住定住を進めるとともに、多文化共生の意識の醸成を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・住民と外国人との交流の場づくりに取り組みます。
- ・日本語教室を開催し、町内の外国人の日本語能力の向上を図ります。
- ・日本の文化や生活習慣を理解していただく取組を検討します。

【基本方針5】生活基盤・環境

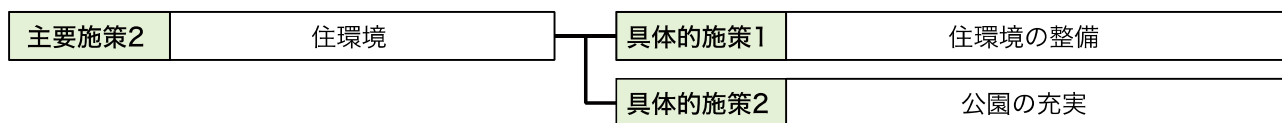
主要施策2 住環境

目指すまちの姿

目指すまちの姿

町営住宅の改修や管理不全空家の除却、安心して利用できる魅力的な公園の整備・管理を進め、安全安心な住環境の整った、住みよいまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	町営住宅のうち、解体撤去・更新等が必要な住宅の割合	%	19.6	2024(令和6)年度	↓	建設課資料
2	町内空き家率	%	21.5	2023(令和5)年度	↓	住宅土地統計調査

地域の現状と課題

■住宅

- 町営住宅の老朽化の状況として、15住宅179戸のうち、建築後30年を経過しているものは8住宅147戸(全体の82.1%)となっており、町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を進める必要があります。
- 住宅使用料の滞納金については、自主納付の促進を目指し、納付指導を行っていく必要があります。
- 老朽危険空家の情報収集については、現在は自己所有空家の解体や迷惑を被っている近隣の方等からの相談のみの対応となっています。今後、一定の対応が終わった際には、老朽危険空家の情報を定期的に自治区等から得るなど、官民一体となって空き家の実態を把握していくことが必要です。
- 老朽危険空家の処分には多額の費用や労力がかかることから、未対応の状態が続き、さらに新たな老朽危険空家が発生するといった状況となっています。また、当事者の相続などの問題がある案件も多く、円滑に進まない場合も多いため、住民の良好な生活環境を確保するため、継続して老朽危険空家問題に取り組む必要があります。

■公園

- 公園は、町内に11箇所(香住区3箇所、村岡区4箇所、小代区4箇所)ありますが、設置目的によって所管課が異なり、本町として公園の一元管理ができていません。
- 子育て世代からは、子どもが安全に遊ぶことのできる遊具の充実を求める声があり、区ごとに遊具の設置を進めてきましたが、設置及び維持管理等に必要な経費もあるため、全ての公園に設置できていません。
- また、公園にはそれぞれ設置目的がありますが、目的を果たせていない公園もあり、管理運営が不十分な状態となっていることから、管理の適正化及び公園の設置目的を再確認する必要があります。
- 2024(令和6)年に実施した住民アンケートでは、「快適で心地よい住環境のまちの推進」の取組に対する不満理由として、回答者の45.6%が「公園や広場が充実していない」と回答しており、誰もが使いやすく、遊具等が充実した公園を整備する必要があります。
- 今後は、公園マップを作成するなど、住民へ公園の所在を周知する必要があります。

具体的施策

1. 住環境の整備

目標

町営住宅長寿命化計画の見直しを必要に応じて行いながら、町営住宅の生活環境を確保するため、計画的な施設管理を行います。また、住民の良好な生活環境を確保するため、町内に多く存在する管理不全の老朽危険空家の除却を推進し、住みよい町を目指します。

【具体的施策の方向性】

- 老朽化が著しい町営住宅については、利用者の快適な生活のための修繕や施設の更新を検討します。
- 住宅使用料については、滞りがないよう適切な納付指導を行います。
- 空家等対策計画に基づき、官民一体となった情報収集に努め、管理不全な空き家などの対策に取り組みます。

2. 公園の充実

目標

公園の管理の適正化、施設の充実を図ります。

【具体的施策の方向性】

- 子育て世代から要望の多い子どもの遊具の導入や更新を行います。
- 公園内の点検を毎年定期的に行います。
- 地元住民組織による公園施設維持管理の導入を検討します。
- 公園マップを作成し、住民への周知を図ります。

【基本方針5】生活基盤・環境

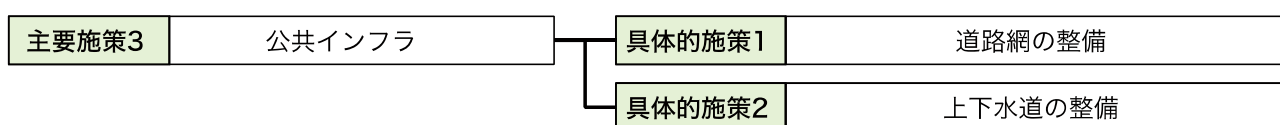
主要施策3 公共インフラ

目指すまちの姿

目指すまちの姿

公共インフラの計画的な予防保全による老朽化対策などを進め、公共インフラが整備された快適なまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	早期修繕が必要な道路構造物の割合	%	3.1	2024 (令和6) 年度	↓	建設課資料
2	水道有収率	%	81.4	2023 (令和5) 年度	↑	企業会計決算書
3	料金回収率 (水道)	%	60.7	2019 (令和元) ~ 2023 (令和5) 年度までの平均	↑	企業会計決算書
4	下水道接続率	%	83.5	2023 (令和5) 年度	↑	企業会計決算書
5	経費回収率 (下水道)	%	90.1	2019 (令和元) ~ 2023 (令和5) 年度までの平均	↑	企業会計決算書

地域の現状と課題

■道路

- 山陰地方は、高規格道路等の自動車専用道路のミッシングリンク（※道路網における未整備区間や途中で途切れている道路部分）が残る地域であり、第三次救急医療機関への搬送など地域医療体制の確保、災害時等の冗長性の確保、水産物・農産物の物流時間の短縮や観光等による交流人口の増加等の観点から、他地域に大きく後れを取っている状況となっています。
- また、その他一般道路のうち、国道や県道などについては地域の幹線道路であるにも関わらず、急カーブや幅員が狭い箇所、歩道がない区間があるなど、通行車両や歩行者などの安全が確保できていない箇所が存在しています。そのため、事業主体である国・県に対し、早急に事業進捗を図るよう要望を継続する必要があります。
- 町道については、高度経済成長期に集中して建造された橋梁など道路構造物の老朽化が著しく、点検や修繕による安全確保はもちろん、計画的な修繕などによる費用の平準化やライフサイクルコスト（※建設から運用・維持管理・廃棄に至るまでの一連の期間に発生する全ての費用の総称）の抑制が急務となっています。今後は、橋梁長寿命化計画等に基づき、計画的に修繕を実施していく必要があります。
- 集落内の町道のうち、迂回路のない幹線的道路における道路上部の斜面からの落石の発生、その他集落内町道の舗装や側溝等の損傷、道路沿線の草木の繁茂などにより、住民からの対応要望が絶えない状況となっており、現在、除草など地元で対応可能なことは一部地元自治会などでも対応いただいておりますが、人口減少や高齢化により、作業の実施や費用の確保が困難な状況となっている自治会等が多い状況となっています。
- そのため、現在実施している道路等の修繕に係る原材料支給制度の継続、道路愛護活動として実施する除草作業にかかる支援金の交付などについて継続するとともに、防災点検による要対策箇所について落石対策などの災害防除事業を継続して行っていく必要があります。
- 冬季の交通の安全確保のためには道路の除雪作業が必須となっていますが、道路除雪のための機械の維持やオペレータの確保などに苦慮する業者が多く、撤退する業者もあり、全国的な問題となっています。
- また、消雪工で融雪を図っている箇所については、消雪工の性能確保が重要ですが、施設の老朽化により十分な散水量の確保が困難な路線が増えています。
- したがって、長期的に除雪体制を確保するため、委託料に計上している除雪業者の機械維持に係る費用の一部について増額を検討するとともに、オペレータ確保のための資格取得にかかる費用の一部補助の継続、消雪工については老朽化した取水井の更新などを順次行っていく必要があります。

■上水道

- 1975(昭和50)年代に集中的に整備した水道管が、ここ数年で法定耐用年数を経過することが見込まれ、水道管老朽化に伴う漏水が頻発している状況であることから、耐震化の向上も含めた水道管の更新を進める必要があります。
- 主に給水人口の減少により、収益が悪化しており、2022(令和4)年に水道料金の引上げ改定を行いました。依然として赤字経営の状況であることから、経営の改善を進める必要があります。

■下水道

- 下水道整備から数十年が経過し、機器更新等も含めた維持管理経費が増加していることから、施設の統廃合も含めた経費削減に取り組む必要があります。
- また、人口減少に伴い、下水道使用料収入も減収しており、経営の改善を進める必要があります。

具体的施策

1. 道路網の整備

目標

山陰近畿自動車道・北近畿豊岡自動車道、国・県道整備の促進を図るため、但馬管内及び鳥取県東部の市町と連携するとともに、計画的なインフラ整備や持続可能な除雪体制の確保により、安全安心な道路インフラの構築を進めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 高規格道路及び国県道等の整備促進に向けた活動に取り組みます。
- ・ 計画的な老朽化対策・防災対策を推進します。
- ・ 持続可能な道路の維持管理に取り組みます。
- ・ 持続可能な除雪体制の確保に取り組みます。

2. 上下水道の整備

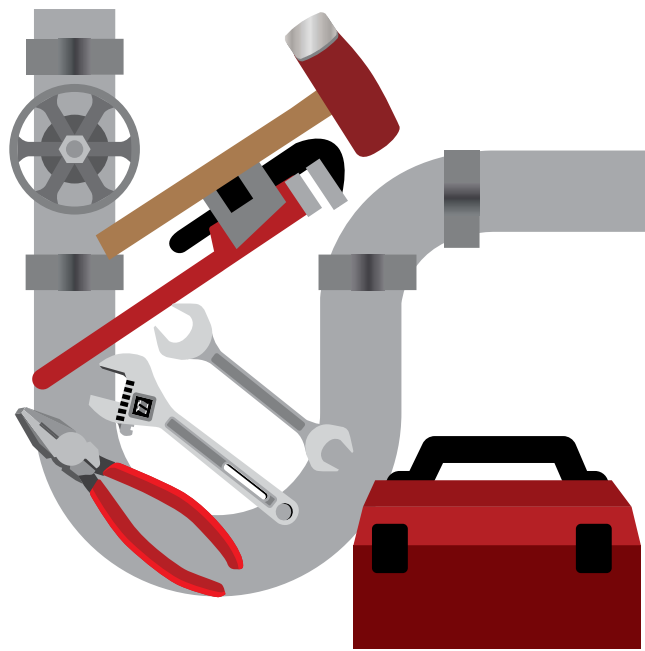
目標

安全安心な水道水の供給体制の確保を図ります。また、効率的な汚水処理を推進します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 水道管の老朽化対策を推進します。
- ・ 水道料金の適正化を図ります。
- ・ 下水道の接続率向上に取り組みます。
- ・ 下水道施設の統廃合を推進します。





【基本方針5】生活基盤・環境

主要施策4 公共交通

目指すまちの姿

目指すまちの姿	通院や買い物などの目的地に、安全かつ円滑に移動ができる利便性の高い交通ネットワークのある快適なまちを目指します。
---------	--

体系

主要施策4	公共交通	——	具体的施策1	公共交通サービスの充実
-------	------	----	--------	-------------

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	町民バスの利用者数	人	28,999	2024 (令和6) 年度	↑	企画課資料
2	町民バスにおけるデマンド運行路線 (地域) 数	路線	3	2024 (令和6) 年度	↑	企画課資料
3	香住区内におけるタクシー配車数	回 (台)	7,439	2024 (令和6) 年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

- 本町では、住民のほとんどが通勤や買い物などの移動に自家用車を利用しており、自動車を持たない高齢者等にとっては公共交通が重要な移動手段となっていますが、利用者は少ない状況です。
- バスについては、町民バスと路線バスがあり、町民バスは民間事業者に運行を委託しています。しかしながら、利用料金だけでは経営が非常に厳しい状況であり、バス運営を維持するために多額の補助を行っており、補助額は年々増加傾向にあります。また、バス運転手が年々不足していることから、減便やデマンド型運行への移行などをせざるを得ない状況となっています。加えて、「バス料金が高い」「希望する時間帯にバスが走っていない」「デマンド予約が難しい」などの意見も寄せられており、持続可能な交通ネットワークの再構築が必要となっています。
- JRについては、山陰本線の城崎温泉～浜坂間の輸送密度が2,000人未満の区間として発表され、将来にわたっての存続も難しい状況です。さらに、ダイヤ改正による普通列車の減便や特急列車の一部運行区間の短縮により利便性が低下しており、鉄道利用助成制度を設けるなどの取組を行っていますが、線区別収支は非常に厳しい状況であり、利用者数の増加を図る必要があります。

- タクシーについては、香住区で長年運営しているタクシー会社があるものの、利用者の減少により経営が大変厳しい状況であるため、事業継続の観点から運営費の助成を行っています。また、恒常的に運転手が不足しており、この確保が急務となっています。なお、2024(令和6)年12月に、村岡区に拠点を持つタクシー会社が運営を開始しました。
- 今後の本町における公共交通に関しては、自動運転などの新技術も勘案しながら、新たな仕組みの導入を検討するなど、公共交通を守る取組により、持続可能な交通ネットワークの再構築を進めていく必要があります。また、交通政策においては、教育(通学)、福祉(医療機関や福祉施設等への輸送)等様々な課題と関連することから、庁内において部門横断的な政策調整も必要です。

具体的施策

1. 公共交通サービスの充実

目標 暮らしを支え、安全で利便性が高く、多くの方に利用される公共交通体系を目指します。

【具体的施策の方向性】

- 公共交通ネットワークの再構築に向けた公共交通再編計画を作成します。
- ライドシェア等の新たな移動手段の検討を行います。
- 町内交通機関における利用促進策を再構築します。
- 交通政策にかかる庁内連携を推進します。
- 運行事業者等と連携して交通政策の課題解消策の検討を進めます。



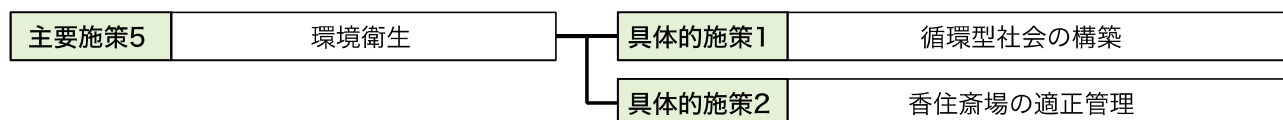
【基本方針5】生活基盤・環境

主要施策5 環境衛生

目指すまちの姿

目指すまちの姿	適正なごみの分別、住民によるごみ発生抑制、資源化への意識向上を図り、環境にやさしいまちを目指します。
---------	--

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	住民一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	781	2024(令和6)年度	↓	香美町一般廃棄物処理基本計画
2	ごみの再資源化率	%	15.6	2024(令和6)年度	↑	香美町一般廃棄物処理基本計画

地域の現状と課題

■環境衛生

- 本町の一般廃棄物の総排出量は2020(令和2)年の5,229t、2021(令和3)年の5,204t、2022(令和4)年の5,270t、2023(令和5)年の5,097t、2024(令和6)年の4,772tと年々減少傾向にありますが、総排出量から事業系ごみを除いた住民一人当たり1日の排出量は2020(令和2)年の791g、2021(令和3)年の808g、2022(令和4)年の813g、2023(令和5)年の810g、2024(令和6)年の781gと横ばい傾向となっており、総人口及び総排出量は減少しているものの、住民一人当たり1日の排出量は減っていない状況です。
- 一般廃棄物の総排出量のうち、カン・ビン・ペットボトル・古紙類・プラスチック容器包装など資源化されたものの資源化率は2020(令和2)年19.0%、2021(令和3)年18.4%、2022(令和4)年17.4%、2023(令和5)年16.5%、2024(令和6)年15.6%と年々減少傾向にあり、古紙のボックス回収が増えたことによる影響も一部考えられますが、資源化できるものが可燃ごみや不燃ごみとして排出されていることが要因と考えられます。今後、資源化率の向上を図るためには、ごみ分別意識の徹底と総排出量の約80%を占める燃やすごみをいかに減量できるかが課題となっています。

- ・ 資源化を推進するため、各地区の拠点に搬出された古紙類を町直営で回収する拠点回収のほか、PTAなどの集団回収を行った団体に対して回収量に応じて奨励金を交付しています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による取組の休止、学校統合によるPTAの資源回収事業の減少、拠点回収による古紙類等の搬出量の減少等、資源ごみの回収量の減少が見受けられます。
- ・ また、不法投棄については、パトロールや啓発看板の設置など継続して活動していく必要があります。

■ 斎場

- ・ 香住斎場は建築後45年、共同設置している広域美方苑も42年が経過しています。計画的に火葬炉の更新や経年劣化による修繕等を行っていますが、今後、団塊の世代が75才以上となり、香住区の高齢化が進むことで稼働件数の増加が見込まれるため、施設の更新が課題です。

具体的施策

1. 循環型社会の構築

目標

住民・事業所・行政が「もったいない」という心で、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図り、地球資源の消費を最小限とする環境への負荷を減らした「循環型社会」を目指します。

【具体的施策の方向性】

- ・ 廃棄物を出す際は、できるだけ再資源化や再利用を基本として、住民への意識啓発を図りながら、分別収集を徹底します。
- ・ ごみの適切な分別方法や減量化・資源化を推進するため、「ごみの出し方・分け方ハンドブック」を改訂し、分別方法などの分かりやすい情報発信・啓発を行います。
- ・ 分別収集の実施に当たっては、効率的かつ効果的な収集方法の体制づくりを進め、環境美化推進協議会と連携し、区(自治会)での出前講座などの取組を進めます。
- ・ 燃やすごみの減量化を推進します。

2. 香住斎場の適正管理

目標

香住斎場の適正な維持管理に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 老朽化した斎場の適正な維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- ・ 斎場更新又は斎場の統一に向け、今後の斎場のあり方を検討します。

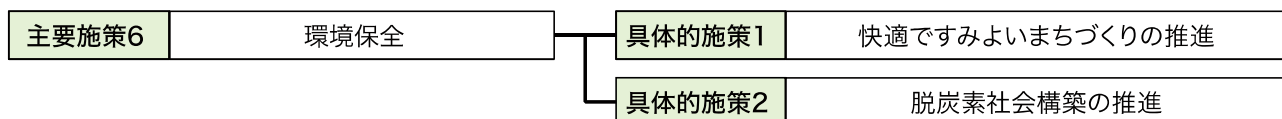
【基本方針5】生活基盤・環境

主要施策6 環境保全

目指すまちの姿

目指すまちの姿	住民、事業者、行政などが一体となり、豊かな自然を次代に継承し、地球環境にやさしい持続可能なまちを目指します。
---------	--

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	「クリーン但馬10万人作戦」 住民参加率	%	28.5	2024(令和6)年度	→	町民課資料
2	本町の事務事業による 温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	4,428.6	2022(令和4)年度	↓	町民課資料

地域の現状と課題

■環境保全

- 本町では、環境美化推進隊、各区の環境美化委員、香りの花フェスタ実行委員会や各区花づくり団体等と協力して、環境保全や美化活動の取組を行っています。
- しかし、今後は高齢化がさらに進行し、これまでの活動の縮小が見込まれることから、人材の確保や積極的な啓発活動を行う必要があります。

■脱炭素

- 本町では、2024(令和6)年3月に「第2次香美町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類ガス排出量について、2013(平成25)年度(6,213.4t-CO₂)を基準年とし、2030(令和12)年度(3,433.1t-CO₂)に44.7%削減を目標として取組を行っています。また、施設のLED化や再生可能エネルギーの導入などの取組も徐々に進めていますが、本町における省エネの取組は住民に対する省エネ推進に係る支援も含め、進んでいません。

- また、地域特性として、本町は、冬季に積雪があり、年間を通じて日照時間も少なく、太陽光発電効率に適した地域とはいえません。
- 町内の再生可能エネルギー施設は、太陽光や風力などの大規模な発電施設はなく、公共施設では、香住文化会館に太陽光パネルが設置されているのみとなっています。
- 国では、クリーンエネルギー自動車(※電気自動車(EV)など、従来のガソリン車やディーゼル車と比べて環境負荷の小さい自動車のこと)の普及と、インフラとしての充電施設の設置を、車の両輪として進めており、2023(令和5)年に経済産業省から「充電インフラ整備促進に向けた指針」が示され、町内にはEV充電施設が7箇所設置されています。
- 2024(令和6)年に実施した住民アンケートでは、「自然と共生するまちの推進」の取組に対する不満理由として、回答者の23.6%が「再生可能エネルギーの普及支援が不十分」と回答しています。
- 近年は異常気象が頻発していることから、身近なところから低炭素社会を推進し、環境保全に努めていく必要があります。

具体的施策

1. 快適ですみよいまちづくりの推進

目標 快適で住みよいまちづくりを推進します。

【具体的施策の方向性】

- 環境保全や美化活動に係るボランティアへの活動支援や資材提供等に取り組みます。
- 不法投棄防止のため、看板設置やパトロールなどの啓発活動に取り組みます。
- 高齢化による人材不足に対応する活動方法を検討します。

2. 脱炭素社会構築の推進

目標 自然環境に配慮した脱炭素社会の構築を推進します。

【具体的施策の方向性】

- 再生可能エネルギーを導入しやすい仕組みの構築や普及支援により、普及拡大を図ります。
- 環境負荷の少ない社会構造への転換を促すため、脱炭素型製品の導入を推進します。
- 電気自動車(EV)をはじめとする次世代自動車の普及と利用環境の整備を図ります。
- 公用車のハイブリッド化や電気化の推進に取り組みます。
- 学校教育におけるSDGs教育を推進し、環境問題への意識を高めます。
- 住民に対し、省エネを推進します。
- 国や県の支援を活用・連携しながら、事業を推進します。

【基本方針6】 行政経営

主要施策1 参画・協働

目指すまちの姿

目指すまちの姿

互いを認め合いながら、住民や各種団体が主体的に地域課題の解決に取り組み、住民一人ひとりが主役となるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	新しい地域コミュニティ組織の設立数(累計)	箇所	1	2024(令和6)年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

- ・本町では、人口減少や少子高齢化に伴い、これまで集落単位で行われてきた共同作業などの継続が困難な状況となっており、集落の生活環境が悪化しつつあるとともに、空き家の増加や移住者とのトラブルも発生しています。
- ・また、本町ではこれらに対応するため、公民館単位で新たな地域コミュニティ組織の設立に取り組んでいましたが、現在は1組織のみにとどまっています。新しい地域コミュニティ組織の必要性に関する地域と行政との合意形成が図られていないことが課題となっているため、今後は設置目的、役割、活動内容について再度整理し、啓発していく必要があります。
- ・さらに、福祉や防災などの課題に対しては、地域で対応すべき役割も大きいため、持続可能な地域活動を支える仕組みづくりや活動拠点の維持確保などの取組が一層求められています。
- ・町政への住民参画については、「住民一人ひとりが主役である」というまちづくりの考え方を踏まえ、住民一人ひとりが果たせる役割を担うとともに、地域活動を行う組織の育成・支援や、地域活動を担う人材育成を進める必要があります。

具体的施策

1. 協働のまちづくりの推進

目標

新たな地域活動組織や人材の育成を行うとともに、地域の課題への対応を行い、連携・協働しながら地域住民の暮らしを維持します。

【具体的施策の方向性】

- 地域課題の解決に向けて、集落や地域活動団体が取り組む公益事業に対し助成を行います。
- 公民館単位で組織する区長会を中心に、地区間の連携協力を図り、活動しやすい環境づくりを進めます。
- 将来の地域のリーダーとなる人材育成や、若者のまちづくりへの参画促進に取り組みます。
- 先進地の事例を学び、推進の方向性を決定します。
- 地域自治区ごとに設置している「地域協議会」において、地域の課題を協議します。



【基本方針6】 行政経営

主要施策2 情報発信・情報共有

目指すまちの姿

目指すまちの姿	住民一人ひとりが必要な情報を確実に受け取ることができるとともに、誰もが安心して暮らすことができる、信頼性と効率性を兼ね備えた情報発信基盤を持つまちを目指します。
---------	--

体系

主要施策2	情報発信・情報共有	——	具体的施策1	広報・情報発信の充実
-------	-----------	----	--------	------------

まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	オフィシャルホームページのアンケートにおいて「満足」と回答した数の割合	%	61.2	2024(令和6)年度	↑	企画課資料

地域の現状と課題

- ・ 本町における情報発信は、毎月発行される町広報紙、防災行政無線による各戸受信機からの定時放送、町ホームページによって行っています。また、防災情報は「防災ネット香美」への登録をお願いし、防災情報に特化した情報発信も行っています。
- ・ さらに、SNSを利用した情報発信も行っていますが、その発信内容の基準等が定まっておらず、チェック体制が未整備であるため、住民への正確で効率的な情報提供ができる体制を確立する必要があります。
- ・ また、情報発信媒体の多様化は、社会情勢の変化に合わせて必要不可欠であるものの、広報担当者の業務負担が増加の一途をたどっているため、限られた人員の中でバランスの取れた情報発信ができる体制を整える必要があります。
- ・ 情報発信については、現在、広報担当者に全ての情報が集約できる体制が整っておらず、イベントや事業ごとに所管課から直接発信されるケースもみられるため、情報が一元管理されていない状況を解消し、住民への安定した情報提供を実現する必要があります。
- ・ 住民が必要な情報を受け取るためには、光ファイバー等の高速ブロードバンドサービスが不可欠ですが、未整備の集落があるため、通信事業者に対し継続して要望していく必要があります。

具体的施策

1. 広報・情報発信の充実

目標

住民が必要な情報を正確に受け取ることができるよう、情報発信体制の充実を図るとともに、住民の暮らしを支えるために、ブロードバンド等が未整備の地域への支援に取り組みます。

【具体的施策の方向性】

- ・ ホームページについて、適切な情報提供を実現するマニュアル作成に取り組みます。
- ・ 情報発信に係る職員体制の充実を図ります。
- ・ 情報発信の一元管理体制を構築します。
- ・ 効果的な情報発信に向けた庁内研修を行います。
- ・ インターネット環境が整っていない方への支援を行い、誰もが情報にアクセスできる環境づくりを推進します。



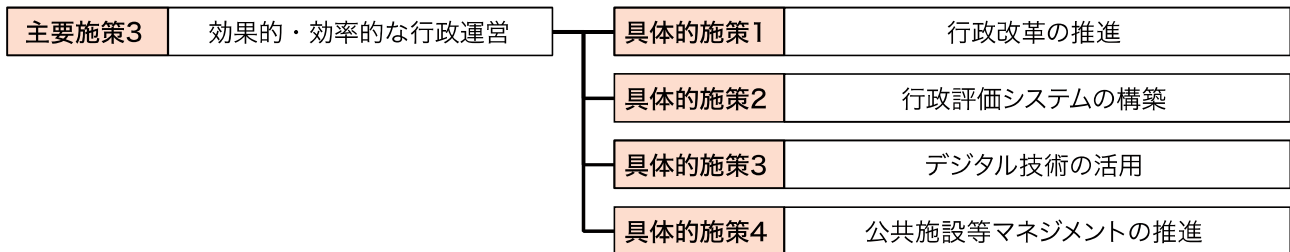
【基本方針6】 行政経営

主要施策3 効果的・効率的な行政運営

目指すまちの姿

目指すまちの姿	行政評価や行政改革など様々な視点でPDCAサイクルによる行政経営のマネジメントを推進するとともに、職員の人材育成を積極的に推し進め、効率的で利便性の高い行政サービスを提供するまちを目指します。
---------	--

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	職員の離職率	%	3.57	2022 (令和4) ~ 2024 (令和6) 年度までの平均	↓	地方公共団体 定員管理調査
2	職員一人当たり時間外勤務 (月平均)	時間	10.8	2024 (令和6) 年度	↓	勤怠管理システム 総務課資料
3	証明書交付に占める コンビニ交付の割合	%	30.2	2024 (令和6) 年度	↑	企画課資料
4	施設保有量 (延床面積) の 1年当たりの削減延床面積	m ²	1,645	2015 (平成27) 年度	→	香美町公共施設 等総合管理計画

地域の現状と課題

■行政改革・行政評価・デジタル推進

- 人口減少、少子高齢化の加速、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、最小の経費で最大の効果を挙げるためには、効率的かつ効果的な行政運営を図る必要があります。このため、「当初期待した目的どおりに成果が上がっているか」という視点で、事業等を評価・検証する行政評価を導入する必要があります。
- 本町では、近年、定年を待たずに若年層をはじめ中高年の職員が離職する傾向が高まっており、また、都市部志向の高まりや新卒の売手市場、公務員離れなどにより、職員の確保が困難な状況となっています。さらに土木職や保健師等の専門職の確保が慢性的に困難な状況が継続しており喫緊の課題となっています。
- 現在、社会構造の変化や行政需要の多様化・複雑化が急速に進んでおり、個々の職員に求められている能力の高度化が進み、業務負担も増大しています。
- このようなことから、職員の確保対策として受験者の年齢制限の緩和、採用試験の早期実施及び専門職の確保検討とあわせて、事務事業の効率化、職員の健康管理及びワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりを行い、その上で職員の定員適正化を進める必要があります。
- また、本町の人事評価は業績評価及び能力評価により実施していますが、業績評価が主となり能力評価が反映しにくい制度となっているため、今後は、職員の資質向上につながる人事評価を目的に、やりがいを実感できる取組、成果主義、負担の少ないシステムの導入など、新たな人事評価制度を構築する必要があります。
- 事務事業の効率化に向けて、起案・決裁のオンライン化を取り入れ、2023(令和5)年に策定した香美町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づいたデジタル化の推進、AI等の活用により業務効率化を図り、職員が相談など住民対応業務へ集中できる環境を構築する必要があります。

■公共施設等マネジメント

- 本町では、今後の公共施設の老朽化、人口減少・少子高齢化による公共施設の利用状況の変化や厳しい財政状況を考慮し、公共施設の在り方を検討するため「香美町公共施設等総合管理計画」と総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を示す「個別施設計画」を策定し、公共施設等マネジメント(保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取組)の推進を行っています。
- 利用用途がない施設を維持管理することは多くの費用や労力を要するため、利活用・譲渡を検討した後、利用が見込めないと判断した場合は、利用可能な施設であっても解体撤去を推進する必要があります。
- 今後、統合により廃校となった複数の校舎や体育館、グラウンドが普通財産となることから、財政負担の少ない譲渡を検討する必要があります。また、再度利活用する方法もありますが、多額の費用が必要になることが予想されます。いずれにしても費用をかけない方法で今後の方向を決めるには多くの課題があります。
- 現在、人件費の増加や物価高騰の影響で施設の管理運営費も増加傾向にあります。今後、地方交付税の減少や生産年齢人口の減少に伴う町税の減収等が見込まれる中、指定管理者制度の活用、施設管理者のコスト意識の向上、施設利用料の見直し、省エネルギー対策の検討、また、管理運営費を抑えるため施設管理マニュアルに沿って自主点検を定期的に行い、事後保全(※不具合が発生してから修繕等を行うこと)から予防保全(※損傷が軽微な段階から修繕等を行うこと)へシフトし修繕費の削減を行うことや、施設の新設・更新時には効率的に維持管理ができる設計を心がけるなど、さらに効率的な施設の運営管理を進めていく必要があります。
- 今後は、効率的な施設の管理運営や、施設の新築・更新の際にはなるべく修繕が少なくなるような造りや効率的な利活用・維持管理ができる複合的な造り、また脱炭素・バリアフリー等を意識して盛り込む設計を心がけ、情報の共有を強化し職員の意思を統一できるよう情報の一元化を図る必要があります。

具体的施策

1. 行政改革の推進

目標

今後、ますます行政需要の多様化・複雑化が見込まれるため、住民ニーズや地域社会が抱える課題に対応できるよう、職員の確保及び資質向上に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 業務改善、職員の健康管理及びワークライフバランスを考慮した「定員適正化管理計画」を策定します。
- ・ 一般事務職職員の確保とあわせ専門職の確保が困難な状況となっているため、土木職、保健師などの採用に向け、学校などへの訪問を実施します。
- ・ 業務改善の一環として「起案・決裁のオンライン化」の導入を検討します。
- ・ 人材育成・能力開発に活用できるよう「新たな人事評価制度」の構築を検討します。
- ・ 職員研修計画の目的の達成に成果や効果があったと認められる場合など、研修実績を人事評価に反映します。

2. 行政評価システムの構築

目標

PDCAサイクルにより行政経営の効率化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 行政評価システムを構築し、事務事業の改善やスクラップを行います。

3. デジタル技術の活用

目標

デジタル技術を活用し、利便性向上及び業務効率化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ オンライン申請の拡充を促進します。
- ・ デジタルデバインド対策に取り組めます。
- ・ 内部事務のデジタル化を促進します。
- ・ 情報セキュリティ対策に取り組めます。

4. 公共施設等マネジメントの推進

目標

普通財産の有効活用や処分に取り組み、効率的な施設の運営管理ができるよう、職員への情報共有を強化し、意思統一できるよう情報の一元化を図ります。

【具体的施策の方向性】

- ・ 管理運営費を抑えるため香美町公共施設維持管理マニュアルに沿って自主点検を定期的に行い、事後保全から予防保全へシフトし、安定した住民サービスの提供と修繕費の縮減、更新費用の平準化、施設の長寿命化を推進します。
- ・ 用途廃止した施設の有効活用について、町内外、公民を問わず広く活用案や受入先を模索し、さらに活用案や受入先がなかった場合、利用可能な施設であっても解体撤去を推進し、施設の保有量(延床面積)の縮減に努めるなど、公共施設等マネジメントにおける情報共有と職員同士の意思統一の強化を図ります。
- ・ 管理運営費の削減に向け、環境に配慮した省エネルギー対策及び脱炭素対策などを推進します。



【基本方針6】 行政経営

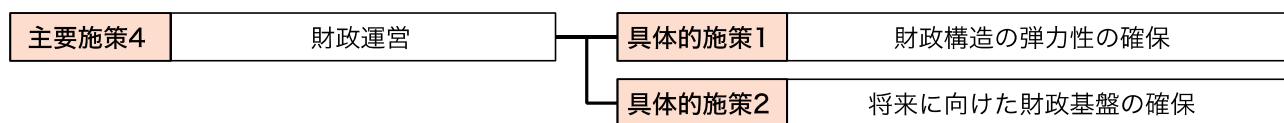
主要施策4 財政運営

目指すまちの姿

目指すまちの姿

社会経済の変化などに適切に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、持続可能な財政運営ができるまちを目指します。

体系



まちの状態を表す指標

	指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
1	経常収支比率	%	95.7	2024(令和6)年度	↓	地方財政状況調査
2	実質公債費比率	%	11.4	2024(令和6)年度	↓	健全化判断比率
3	将来負担比率	%	17.6	2024(令和6)年度	↓	健全化判断比率

地域の現状と課題

- 本町の歳入については、一般財源の約8割を占める町税や地方交付税が、過疎化による地価の下落や人口減少により、町民税(均等割)や固定資産税の税込減、普通交付税の減少が見込まれています。
- ふるさと納税による寄附金は、2022(令和4)年度からの取組強化により寄附額は増加していますが、引き続き財源不足を補うために財政調整基金からの繰入金が必要な状況が見込まれています。
- 本町の歳出については、公債費や特別・企業会計への繰出金の高止まりに加え、公共施設等の老朽化対策に係る経費や物価・賃金の上昇に伴う経費の増加が見込まれ、費用負担が増加する見込みです。
- さらに、財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、2015(平成27)年度の82.8%から2024(令和6)年度は95.7%まで上昇しています。
- また、実質的な公債費負担の規模を表す実質公債費比率については、2015(平成27)年度の11.3%から2021(令和3)年度に9.0%まで低下しましたが、2024(令和6)年度は11.4%となっており、比率は上昇傾向にあります。

- ・ 今後も引き続き、持続可能な財政運営を行うためには、あらゆる変化に柔軟かつ的確に対応できるよう財政構造の弾力性を確保し、将来に向けた財政基盤の確保に努める必要があります。

具体的施策

1. 財政構造の弾力性の確保

目標

社会経済や行政需要の変化に適切に対応するための施策に充てる財源を確保するため、自主財源の確保、経常的経費や基準外繰出金の抑制などによる財政構造の弾力性の確保に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ ふるさと納税の推進、町税の収納率の向上や未利用財産の売却・貸付などにより、自主財源の確保に取り組みます。
- ・ 事業の費用対効果や不用額の検証、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより、経常的経費の抑制に取り組みます。
- ・ 地方公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上により、地方公営企業会計に対する基準外繰出金の抑制に取り組みます。

2. 将来に向けた財政基盤の確保

目標

今後の公共施設等の老朽化対策や災害などの不測の事態に備えるため、町債残高の管理や基金残高の確保などによる将来に向けた財政基盤の確保に努めます。

【具体的施策の方向性】

- ・ 普通建設事業の平準化や繰上償還の実施などにより、町債残高の管理に取り組みます。
- ・ 財源不足の縮減や決算剰余金の活用などにより、基金残高の確保に取り組みます。



まちの状態を表す指標一覧

基本方針1 地域経済

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
観光・交流	1	観光入込客数	人	1,083,000	2024 (令和6) 年度	↑	観光動態調査
商工業	1	製造品出荷額等	千万円	1,899	2021 (令和3) 年	→	市区町別主要統計指標 (県統計課)
	2	製造品付加価値額	千万円	702	2021 (令和3) 年	→	市区町別主要統計指標 (県統計課)
農林業	1	農業産出額 (推計)	千万円	197	2023 (令和5) 年	↑	農林水産省統計
	2	経営耕地面積	ha	477	2024 (令和6) 年度	→	農林水産課資料
	3	繁殖雌牛飼養頭数	頭	1,438	2024 (令和6) 年度	↑	全国和牛登録協会 兵庫県支部 美方郡支所
	4	肥育牛飼養頭数	頭	825	2024 (令和6) 年度	↑	全国和牛登録協会 兵庫県支部 美方郡支所
	5	森林技術者数	人	42	2024 (令和6) 年度	→	北但西部森林組合
	6	有害鳥獣による農業被害面積	ha	7.18	2023 (令和5) 年	↓	農林水産課資料
漁業・水産加工業	1	漁獲金額	千万円	425	2024 (令和6) 年度	→	農林水産課資料
	2	漁獲量	トン	3,695	2024 (令和6) 年度	→	農林水産課資料
	3	水産加工場数	工場	42	2023 (令和5) 年度	→	漁業センサス

基本方針2 生活安全

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
防災	1	自然災害による死傷者数	人	0	2024(令和6)年度	→	防災安全課資料
交通安全・防犯	1	人身事故発生件数	件	23	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
	2	死亡事故発生件数	件	2	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
	3	刑法犯認知件数	件	60	2024(令和6)年	↓	兵庫県警
消費生活	1	消費者トラブル相談件数	件	147	2024(令和6)年度	↑	町民課データ
人権・男女共同参画	1	人権施策の推進について『満足※』と回答した住民の割合※「満足」と「やや満足」の合計	%	26.4	2024(令和6)年度	↑	住民アンケート
	2	審議会や委員会等への女性委員の登用率	%	21.7	2024(令和6)年度	↑	第3次香美町男女共同参画行動計画 町独自調査

基本方針3 健康・福祉

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
健康・医療	1	特定健康診査受診率	%	49.40	2023 (令和5) 年度	↑	兵庫県資料
	2	朝ご飯を食べる人の割合	%	子ども(中高生):74.4 20~30代:71.5 高齢者:94.3	2022 (令和4) 年度	↑	香美町健康づくり実態調査
福祉	1	幸福度の平均点	点	6.9/10	2022 (令和4) 年度	↑	生活圏域ニーズ調査
	2	障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」に関するサービス利用者のうち、一般就労に移行した人数(累計)	人	4	2024 (令和6) 年度	↑	福祉課資料

基本方針4 子育て・教育・学習

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
子ども・子育て	1	本町で子育てを続けたいと思う親の割合	%	90.0	2024 (令和6) 年度	↑	3歳児健診問診
	2	出生数	人	39	2024 (令和6) 年度	→	町民課資料
学校教育	1	将来の夢や目標を持っているか(小学校、中学校別)	%	小学校88.2 中学校63.5	2024 (令和6) 年度	↑	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)
	2	地域や社会をよくするために何かしてみたいか(小学校、中学校別)	%	小学校88.2 中学校85.6	2024 (令和6) 年度	↑	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙)

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
学校教育	3	二十歳の集いの出席率	%	81.6 (129/158)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
生涯学習	1	住民一人当たりの公民館講座延べ参加回数	回	0.29 (4,391/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
	2	住民一人当たりの図書貸出冊数	冊	1.78 (26,850/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
スポーツ	1	住民一人当たりのスポーツ教室、大会、イベントの延べ参加回数	回	0.50 (7,593/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
	2	住民一人当たりのスポーツ施設延べ利用回数	回	5.17 (77,954/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
文化芸術・歴史	1	住民一人当たりの文化ホール事業の延べ来場回数	回	0.10 (1,502/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料
	2	住民一人当たりの歴史文化講座・イベントなどの延べ参加回数	回	0.022 (339/15,093)	2024(令和6)年度	↑	生涯学習課資料

基本方針5 生活基盤・環境

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
移住定住	1	本町の移住相談等を通じて移住した40歳未満の女性の数(累計)	人	3	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
	2	町の移住相談等を通じて移住した20~39歳夫婦の世帯数(累計)	世帯	3	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
住環境	1	町営住宅のうち、解体撤去・更新等が必要な住宅の割合	%	19.6	2024(令和6)年度	↓	建設課資料
	2	町内空き家率	%	21.5	2023(令和5)年度	↓	住宅土地統計調査
公共インフラ	1	早期修繕が必要な道路構造物の割合	%	3.1	2024(令和6)年度	↓	建設課資料
	2	水道有収率	%	81.4	2023(令和5)年度	↑	企業会計決算書
	3	料金回収率(水道)	%	60.7	2019(令和元)~2023(令和5)年度までの平均	↑	企業会計決算書
	4	下水道接続率	%	83.5	2023(令和5)年度	↑	企業会計決算書
	5	経費回収率(下水道)	%	90.1	2019(令和元)~2023(令和5)年度までの平均	↑	企業会計決算書
公共交通	1	町民バスの利用者数	人	28,999	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
	2	町民バスにおけるデマンド運行路線(地域)数	路線	3	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
	3	香住区内におけるタクシー配車数	回(台)	7,439	2024(令和6)年度	↑	企画課資料

主要施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の方向性	出典元
環境衛生	1	住民一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	781	2024 (令和6) 年度	↓	香美町一般廃棄物処理基本計画
	2	ごみの再資源化率	%	15.6	2024 (令和6) 年度	↑	香美町一般廃棄物処理基本計画
環境保全	1	「クリーン但馬10万人作戦」住民参加率	%	28.5	2024 (令和6) 年度	→	町民課資料
	2	本町の事務事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	4,428.6	2022 (令和4) 年度	↓	町民課資料



基本方針6 行政経営

主要 施策名		指標名	単位	基準値	基準年度	指標の 方向性	出典元
参画・ 協働	1	新しい地域 コミュニティ組織の 設立数(累計)	箇所	1	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
情報 発信 情報 共有	1	オフィシャルホーム ページのアンケート において「満足」と 回答した数の割合	%	61.2	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
効果的 効率的 な行政 運営	1	職員の離職率	%	3.57	2022(令和4)～ 2024(令和6)年度 までの平均	↓	地方公共団体 定員管理調査
	2	職員一人当たり 時間外勤務 (月平均)	時間	10.8	2024(令和6)年度	↓	勤怠管理システム 総務課資料
	3	証明書交付に占める コンビニ交付の割合	%	30.2	2024(令和6)年度	↑	企画課資料
	4	施設保有量(延床 面積)の1年あたり の削減延床面積	m ²	1,645	2015(平成27)年度	→	香美町公共施設 等総合管理計画
財政 運営	1	経常収支比率	%	95.7	2024(令和6)年度	↓	地方財政状況調査
	2	実質公債費比率	%	11.4	2024(令和6)年度	↓	健全化判断比率
	3	将来負担比率	%	17.6	2024(令和6)年度	↓	健全化判断比率

第3次香美町総合計画

第4部 資料編



1 策定経過

期日	内容
2024(令和6)年11月11日	子育て世代ワークショップ ■テーマ 香美町の子育て施策の良いところ、改善すべきところ 子育て世代が移住するための条件
2024(令和6)年11月11日	高校生ワークショップ(香住高校・村岡高校) ■テーマ 香美町の現在のイメージ(良いところ、改善すべきところ) 住み続けたい町、帰ってきたい町とは
2024(令和6)年11月19日	令和6年度 第1回香美町総合計画審議会 (1)香美町総合戦略について(令和5年度事業評価・検証) (2)第3次香美町総合計画の策定について
2024(令和6)年11月30日	村岡区ワークショップ ■テーマ 町民アンケート結果による村岡区の重点課題の検討 (1)交通網が充実したまちの推進 (2)地域を担う産業人を育むまちの推進
2024(令和6)年12月1日	香住区ワークショップ ■テーマ 町民アンケート結果による香住区の重点課題の検討 (1)交通網が充実したまちの推進 (2)地域を担う産業人を育むまちの推進 (3)水産業を振興するまちの推進 (4)地域資源を活かし人と経済の循環を生みだすまちの推進
2024(令和6)年12月1日	小代区ワークショップ ■テーマ 町民アンケート結果による小代区の重点課題の検討 (1)交通網が充実したまちの推進 (2)地域で子育てを担うまちの推進 (3)地域を担う産業人を育むまちの推進 (4)次代を生かす農林業を振興するまちの推進
2024(令和6)年12月23日	シニア世代ワークショップ ■テーマ 「買い物」「通院」に関する困りごと
2024(令和6)年12月23日	働く世代ワークショップ ■テーマ 香美町の産業振興のために目標として重視すべきこと

期日	内容
2025(令和7)年5月28日	第3次香美町総合計画の諮問
2025(令和7)年5月28日	令和7年度 第1回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア まちの将来像の選定について イ 序論、基本構想、基本計画の体系について ウ 人口ビジョンの改訂案について エ 今後のスケジュールについて
2025(令和7)年7月30日	令和7年度 第2回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア 第1回目の審議結果を踏まえた修正内容の確認について イ 基本計画(分野別計画)1~3(前半)素案について ウ まちの将来像の選定について
2025(令和7)年9月2日	令和7年度 第3回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア 第2回目の審議結果を踏まえた修正内容の確認について イ 基本計画(分野別計画)4~6(後半)素案について ウ まちの将来像の選定について
2025(令和7)年10月8日	総務民生・産業建設文教常任委員会合同委員会 第3次香美町総合計画(案)について
2025(令和7)年10月9日	令和7年度 第4回香美町総合計画審議会 (1) 第3次香美町総合計画の策定について ア 第3回目の審議結果を踏まえた修正内容の確認について イ 基本計画(分野別計画)の体系について ウ 基本計画(重点施策)素案について エ パブリックコメントの実施方法(案)について
2025(令和7)年10月29日	小代区地域協議会 第3次香美町総合計画の策定について
2025(令和7)年10月31日	香住区地域協議会 第3次香美町総合計画の策定について
2025(令和7)年11月4日	村岡区地域協議会 第3次香美町総合計画の策定について
2025(令和7)年11月12日	令和7年度 第5回香美町総合計画審議会 (1) (略) (2) 第3次香美町総合計画等パブリックコメントの対応について (3) 香美町総合戦略について(令和6年度事業評価・検証)
2025(令和7)年11月14日	第3次香美町総合計画の答申
2025(令和7)年12月18日	第156回香美町議会定例会 「第3次香美町総合計画を策定することについて」可決

2 諮問・答申

諮問第2号

諮 問 書

令和7年5月28日

香美町総合計画審議会 会長 様

香美町長 浜 上 勇 人



第3次香美町総合計画について

香美町総合計画審議会設置条例（平成17年香美町条例第237号）第2条第1項第1号の規定に基づき、第3次香美町総合計画について、調査、審議を求めます。

令和7年11月14日

香美町長 浜上 勇人 様

香美町総合計画審議会

会長 太田 垣 修



第3次香美町総合計画について（答申）

令和7年5月28日付諮問第2号で諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申します。

3 パブリックコメントの結果

1 募集の趣旨

本町の10年間の「まちづくりの基本的な指針」として、町の将来のあり方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、町民と行政が町の将来像を共有し、まちづくりを進めていくための計画である「第3次香美町総合計画」の策定にあたり、広く意見を募集するため。

2 意見の募集期間

(1)第3次香美町総合計画(案)

令和7年10月10日(金)～令和7年11月9日(日)

(2)第3次香美町総合計画基本計画(重点施策:第3期香美町総合戦略)(案)

令和7年10月20日(月)～令和7年11月9日(日)

3 周知方法

(1)町ホームページへの掲載

(2)香美町企画課及び各地域局での閲覧

4 提出方法

(1)郵送

(2)FAX

(3)電子メール

(4)直接持参

5 募集の結果

(1)提出者数

9人

(2)提出件数

28件

4 総合計画審議会委員名簿

任期 令和6年2月25日～令和8年2月24日

団体名称	所 属	役職等	氏 名	備 考
町行政委員会の委員	香美町農業委員会	会 長	古川 功兒	
	香美町教育委員会	委 員	安田 優二 多田 好江	～R6.11.18 R6.11.19～
公共的団体等の役員又は職員	香美町連合自治会	副会長	田村 正明 中村 幹夫 西村 功	～R6.11.18 R6.11.19～ R7.7.29 R7.7.30～
	香美町いずみ会	副会長	田淵 悠代	
	香美町社会福祉協議会	会 長	森脇 修	
	香美町商工会	会 長	中村 暁 谷淵 一彦	～R7.7.29 R7.7.30～
	香美町観光連絡協議会	会 長	清水 浩仁	
	但馬漁業協同組合	理 事	山下 徹	
	香住水産加工業協同組合	組合長	田中 一行	
	たじま農業協同組合	理 事	須川 多華子	
識見を有する者	-	香住区	長 一仁	副会長
	-	香住区	森 千佳子	
	-	村岡区	西村 昌樹	
	-	村岡区	森本 敦子	
	-	小代区	太田垣 修	会長
	但馬銀行 香住支店	支店長	山西 真	R7.5.28～
	神戸新聞社 但馬総局	但馬総局長	陳 友昱	R7.5.28～
	上田真之介事務所	司法書士	上田 真之介	R7.5.28～

(敬称略)

5 香美町総合計画審議会設置条例

(施行)平成17年9月30日条例第237号

(改正)平成23年12月13日条例第27号

令和元年12月19日条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、香美町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 基本構想(本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めるものをいう。)に関する事
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する本町の都市計画及び土地利用計画に関する事
- (3) 本町の公共事業の評価に関する事
- (4) その他町長が必要と認める事項に関する事

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員及び特別委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町行政委員会の委員
- (2) 公共的団体等の役員又は職員
- (3) 識見を有する者

3 特別委員は、前条第1項第2号に掲げる事項を調査審議する場合に、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第3条第1項の規定により、町議会議員である者のうちから町長が委嘱する。

4 前項の特別委員は、前条第1項第2号に掲げる事項の調査審議を行う場合に限り、審議会の会議に出席する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 委員が欠けたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務をより能率的に遂行するための専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(住民等の意見)

第8条 審議会は、特定の住民の権利義務に大きな影響を及ぼすおそれのある事項その他重要な事項について調査審議するときは、町の区域内に住所を有する者及び当該事項に係る関係者の意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月13日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月19日条例第30号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

6 地域自治区の設置に関する協議書

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第2項に規定する合併関係町の協議により定める事項、その他必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

(地域自治区の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項及び法第5条の5第2項の規定に基づき、合併前に美方町、村岡町及び香住町の区域であった区域ごとに地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、小代区、村岡区及び香住区とする。

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区の手事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
香美町小代区大谷564番の1	香美町小代地域局	小代区の区域
香美町村岡区村岡390番地の1	香美町村岡地域局	村岡区の区域
香美町香住区香住字門前1595番地の3	香美町役場	香住区の区域

(地域協議会の設置及び構成員)

第4条 地方自治法第202条の5第1項の規定により設置する各地域自治区の地域協議会(以下「協議会」という。)は、それぞれ、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 委員の報酬については、新町において定める特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例により支払うものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
 - (2) 職務上の義務違反があったとき。

(協議会の権限)

第6条 協議会は、次に掲げる事項のうち、町長その他の町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の町の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 町の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 町長は、次に掲げる町の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 新町まちづくり計画に関する事項
 - (2) 基本構想及び各種振興計画に関する事項
 - (3) その他町長が必要と認める事項

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第9条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

平成16年11月26日

美方町長 上田節郎
村岡町長 岩槻 健
香住町長 藤原久嗣

第3次香美町総合計画

2026(令和8)年3月発行

香美町 企画課

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

TEL 0796-36-1962 FAX 0796-36-3809



第3次香美町総合計画

みんながいきいき、
笑顔あふれるまち 香美町